

上天草市W e b口座振替受付サービス導入
業務受託候補者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 上天草市W e b口座振替受付サービス導入業務委託を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、上天草市W e b口座振替受付サービス導入業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、仕様書、審査基準等の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査に関すること。
- (3) 受託候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 財政課長
- (3) 税務課長
- (4) 水道局長
- (5) 行革デジタル戦略課長
- (6) 会計課長

2 審査会に会長を置き、総務部長をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査項目及び審査方法)

第5条 審査における審査項目は、別表のとおりとし、審査項目に基づき総合的

に評価を行い、評価者の合計点が最も高い業者を受託候補者として選定する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、会計課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年6月23日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

別表 審査項目及び評価の方法の基準

○審査項目

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
1 組織	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識や同種・同類業務の導入実績を有しているか。	5
	実施体制	担当者数、担当者の配置、構成等、業務を遂行するために適切な実施体制を有しているか。	5
2 全体評価	導入サービス概要	申込開始から登録完了、市への口座振替登録結果の還元までのサービスイメージ（フロー図）は具体性があり、実現性があるか。	10
3 申込者の利便性	画面展開	トップ画面、申込開始から登録完了までの画面展開は適切か。	5
	入力作業の簡素化	入力にあたり、複数科目登録時の対策等、申込者の負担を軽減できる工夫はあるか。	10
	誤入力の防止	文字の色、大きさ、入力文字数、入力規則、アラート表示等、申込者の誤入力を防ぐ仕組みとなっているか。	5
	分かりやすい仕組み	申込者からの問い合わせを減らす仕組み、想定される質問に対する対策、申込受付完了を確認する方法、未完了にさせない仕組み、未完了時のアラート表示、未完了者への案内等、申込者にとって分かりやすい仕組みとなっているか。	10
4 本市の利便性	入力フォームのカスタマイズ	項目数、文字数、フォント、入力方法、レイアウト、問い合わせフォームや備考欄などを設けた場合の活用法など、自由に設定することができるか。	10
	口座振替登録結果の還元方法	口座振替登録結果の還元頻度、仕組み、データの保存期間、再配信の可否等、本市にとって運用しやすいものであるか。	5
	口座振替登録結果の確認方法	口座振替登録結果の確認方法、提供データの仕様（ファイル形式、科目毎の分割、口座情報等の内容）は本市にとって運用しやすいものであるか。	10
	口座振替登録結果の確認漏れに対する防止策	担当課や科目毎に確認方法が変わる場合に再確認が可能な仕組み（未確認メールの送信、科目ごとの配信先設定の可否等）となっているか。	5

5 保 守	申込受付サイトの安定性	申込者がサイト利用時の入力途中の離席、誤入力による再入力など様々な状況におけるサイトの安定性、システム障害・災害発生時におけるデータのバックアップなどの保守体制は十分か。	5
	個人情報の取扱い	情報のセキュリティ及び個人情報保護対策は十分か。	10
	サポート体制	申込者、本市からの問い合わせに対応する体制は十分か。	5
	サービス開始後の変更に対する柔軟性	科目の変更、金融機関の変更（合併、増減）、申込受付サイト内のレイアウト（文章や項目の追加、削除）の修正、口座振替登録結果のデータレイアウト変更等にあたり、柔軟な対応が可能か。また、それぞれの対応にあたり、無償（もしくは維持管理費の範囲内）で実施可能な事項と追加費用が発生する事項は明確であり、妥当性があるか。	10
6 独 自 提 案 ・ 意 欲 評 価	独自提案	本市が定める仕様書にない有益な提案があるか。また、有益な業務効率化の提案がなされているか。	15
	取組意欲・信頼性	業務実施への積極的な意欲がみられ柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。	5
7 業 務 計 画	スケジュール	当該業務の遂行にあたる作業工程、所要時間、調整項目（市における作業含む）は妥当か。	5
8 価 格 評 価	サービス導入費	提案上限額の範囲内であり、見積額に対する提案内容と整合性、妥当性があるか。	10
	維持管理費	月額サービス利用料や口座振替申込1件あたりの手数料など、サービス開始後に発生する費用に対する提案内容と整合性、妥当性があるか。	5
評価点合計			150

○評価方法

- 1 評価は、上天草市Web口座振替受付サービス導入業務受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員1人当たり150点満点、合計900点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

なお、各審査委員の採点の合計点で450点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

3 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 審査項目【3 申込者の利便性】、審査項目【4 本市の利便性】及び評価項目【独自提案】の点数の合計が高い者を受託候補者とする。

(2) (1) も同点の場合は、サービス導入費に係る見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。